

## 接続委員会の設置

平成二十年九月三十日  
情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会決定第二号

本部会に、電気通信事業法第百六十九条に規定する諮問事項のうち、接続等に関するものについて調査を行うため、次の委員会を設置する。

### 一　名称

接続委員会

### 二　構成

- 1　主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。
- 2　主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3　委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
- 4　主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5　主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

### 三　関係者の出席等

- 1　主査は、調査を進めるに当たつて必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
- 2　その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。